

防災分野における個人情報取扱いに関する検討会 の開催趣旨及び進め方

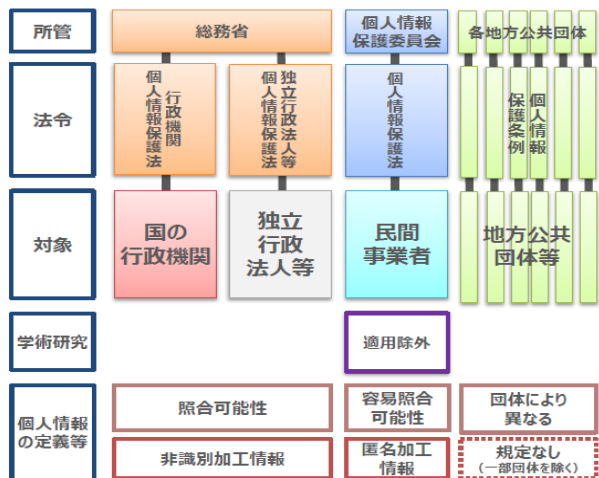
令和4年3月8日
内閣府防災

従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（「2000個問題」）が、デジタル改革関連法により、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築される。これを契機に、自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等をより適切に取り扱うことができるように、**防災分野における個人情報の取扱いを明確化した取扱指針の策定を行う。**

契機…デジタル改革関連法

デジタル改革関連法 施行前

各自治体が「個人情報保護」に関する条例を規定
自治体ごとに規定や運用がばらばらであり、個人データ流通の阻害に。（いわゆる2000個問題）



デジタル改革関連法 施行後

個人情報保護委員会が個人情報の取扱いを一元的に監視監督
法の解釈が自治体ごとにばらばらでは問題の解決とはならず、自治体が容易に解釈可能な指針を作成する必要がある。



（参考）
デジタル改革関連法による個人情報保護法の改正（個人情報保護委員会資料より）

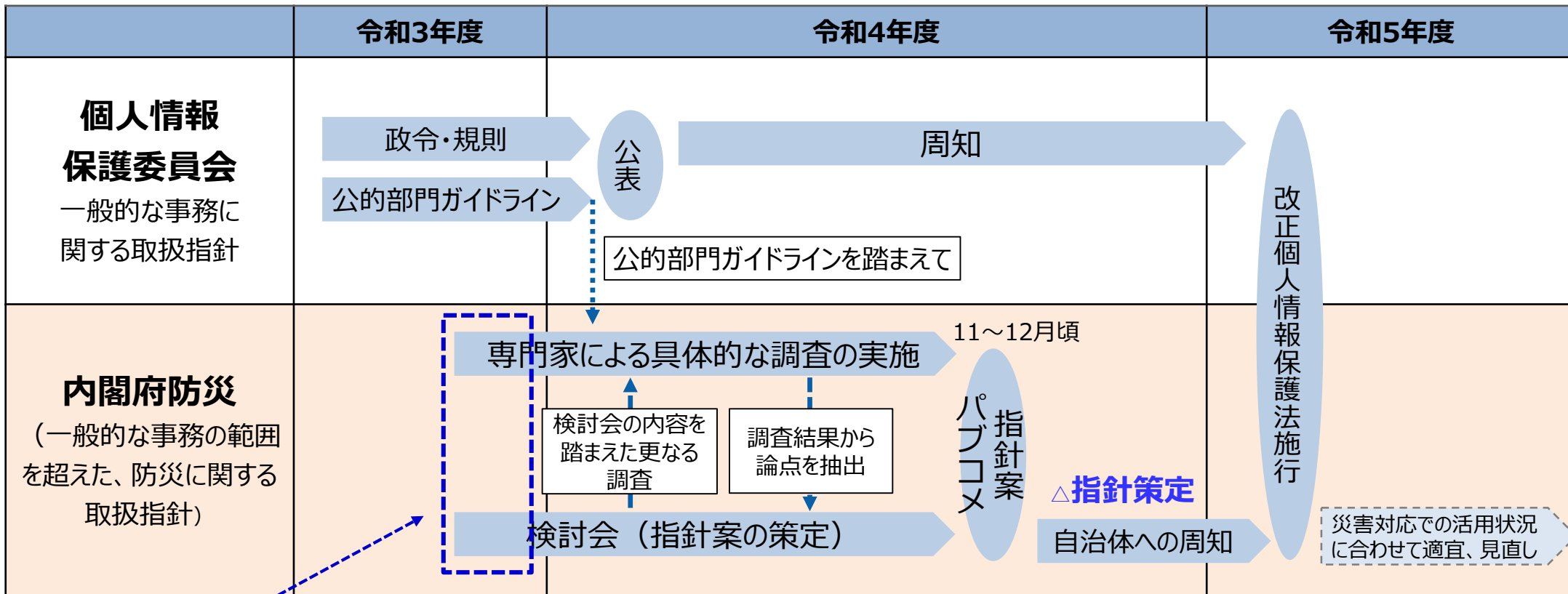
※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

課題認識

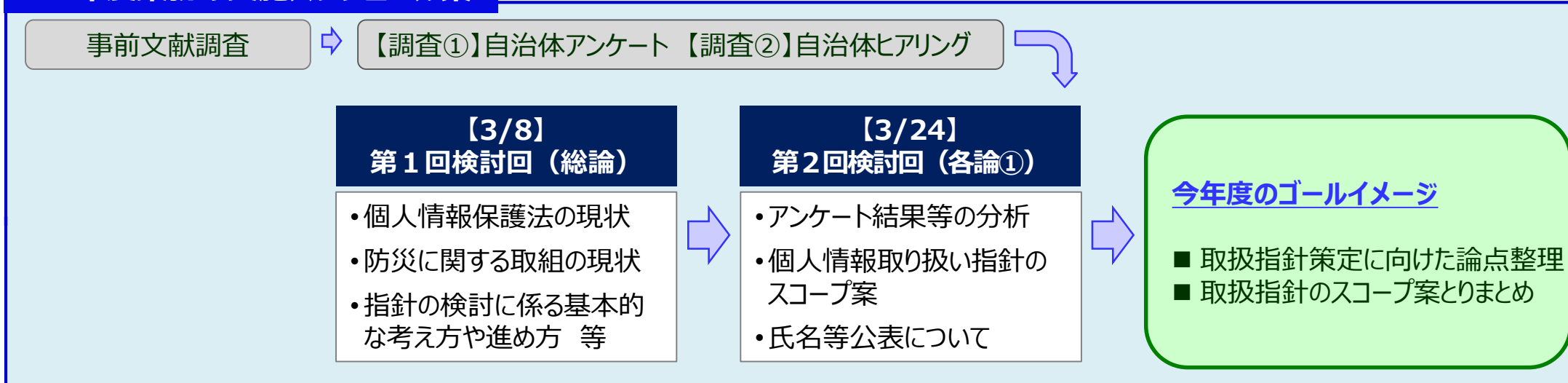
- ✓ 災害時には、個人情報の適切な取扱いや迅速な活用が、救命・救助、きめ細やかな被災者支援のために重要。
- ✓ 一方、その公開・外部共有に伴うリスクにより、自治体の迅速な個人情報活用が阻害されるおそれがあることから、改正法の規定に基づく解釈と合わせて、防災分野における具体的な事例を示し、対応の方針を示す必要がある。
- ✓ また、災害対応等におけるデジタル技術の活用を推進していく観点からも、映像データ等の個人情報の取り扱いに係る明確化が必要。

実施内容

防災分野と個人情報保護法の有識者を委員として構成する、「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催し、自治体の防災分野における個人情報の取扱いを明確化した指針を策定する



R3年度業務の実施スケジュール案



- このたび、**個人情報保護法の改正**により、これまで地方公共団体ごとに定められる条例から、同法に**個人情報等の取扱いに関するルールが統一**される。
- 個人情報の取扱いについては、**活用と本人や関係者の権利利益の保護の両立**を図る必要がある。
- 防災分野における個人情報の取扱いを検討するに当たっても、**活用される具体的な局面を意識しつつ、保護のあり方を考えることが求められる**。

様々な状況

災害対応の各フェーズ（平時の準備やおそれ段階、発生後など）**や災害種別、規模等により、それぞれ求められる内容や性質が様々**であること。

対応にあたる地方公共団体についても、都道府県と市町村で役割が異なり、また人口や面積、職員数などの自治体規模、災害対応経験などが様々であることに留意し、特に小規模な町村でも運用可能なものである必要があること。

様々な主体

災害対応にあたる**地方公共団体内部においても、警察や消防等、災害対応において重要な役割を担っている行政機関があり、これらの機関が適切に活動できるようにすること。**

国、地方公共団体だけでなく、**自治会等の地縁団体、NPO・ボランティア等の様々な主体が同様に、災害対応において重要な役割を担っており、これらの主体が適切に活動できるようにすること。**

技術の進展

近年のデジタル技術の進展は目覚ましく、また、今後も進展をし続けることが期待されるため、その妨げとならないように留意すること。